

### お知らせ

栃木県名誉農業者として本市から2名が認定されました



1月9日、栃木県公館において「令和5年度栃木県農業者・女性農業者・名誉農業者認定式」が行われ、栃木市からは大塚幸八氏(都賀地域、花き+水稲・麦)写真左から2人目、熊倉三郎氏(栃木地域、水稲・麦・大豆)写真右から2人目が栃木県名誉農業者に認定されました。

大塚氏は19年間、熊倉氏は15年間の長きにわたり、農業者として優れた農業経営を实践されるところに、担い手の育成や地域の農業振興に尽力され、今回、その功績により名誉農業者に認定されました。

定されました。

今後ますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

農業振興課 ☎(21)2381

都市計画法第34条第11号に基づく指定区域について

市では、市街化調整区域における住宅等の立地基準の一つである都市計画法第34条第11号の規定により、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域を客観的かつ明確に示し、簡易に閲覧できるような区域を指定します。指定区域の閲覧場所は次のとおりです。令和6年4月1日以降の都市計画法第34条第11号による開発許可等の申請の際はご注意ください。

閲覧場所 市ホームページ(栃木市地理情報システム)・都市計画課窓口 ☎(21)2444

適正管理がされていない空き家の固定資産税が上がる可能性があります

空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されました。法が施行され、管理不全空き家等(適正な管理が行われていない空き家等)に対して市から勧告

### 栃木市低所得世帯支給付金(追加分)のお知らせ

本給付金は、国が行う総合経済対策として実施するもので、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(課税者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く)に対して、7万円の現金給付を行うものです。対象となる世帯には、必要書類が2月上旬から中旬にかけて送付されており、返信期限は令和6年3月31日(日)(消印有効)です。お手続きをされていない場合は、内容を確認のうえ期限内にご返信ください。

栃木市低所得世帯支給付金コールセンター ☎(21)2290

### 軽自動車などの届出はお早めに

軽自動車税は4月1日現在の名義人が課税の対象となります。盗難・譲渡などにより軽自動車などがお手元になくても、届出を行わないと課税されます。廃車・住所変更・名義変更は3月中に届出をお済ませください。

### 課税対象車両は必ず申告

次の車両も軽自動車税の課税対象です。該当する車両を所有している場合、また新たに取得した場合は、速やかに軽自動車税の

### 日曜日の窓口を開設します

進学や転勤等による住民異動が多い時期に、本庁舎で窓口を開設します。どうぞご利用ください。

開設日 3月24日・31日、4月7日  
開設時間 8時30分～12時30分

窓口	取扱業務(下記の業務のみとなります)
市民生活課 ☎(21)2126	・住民票の写し、戸籍謄抄本等の交付 ・印鑑登録申請、印鑑登録証明書の交付 ・住民異動届の受付 ※転入手続きには、転出証明書が必要です。日曜窓口では、マイナンバーカードを使った特例転入の受付はできません。 ※戸籍の届出(出生届、婚姻届、死亡届等)は、宿日直(本庁舎1階南西角 警備室内)で預かります。
保険年金課 ☎(21)2131	・国民健康保険資格の取得、喪失

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機でも証明書などを取得できます。(利用時間6時30分～23時)

取得できる書類  
「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「所得証明書」「住民税決定証明書」「納税証明書」「課税(非課税)証明書」

申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

### 対象車両

乗用装置のあるトラクター、コンバイン等農耕車/フォークリフト、ショベル・ローダなどの小型特殊自動車/小型特殊自動車に分類され、トラクターにけん引される農耕作業用トラクター(マニュアルスプレッダ、スプレーヤ等)

125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車

軽四輪車

軽自動車検査協会 佐野支所 ☎050-3816-3108

### 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間等のある方へ

国民年金保険料の免除・納付猶予等の承認を受けた期間について、保険料の後払い(追納)をお勧めします。

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納めた場合と比べて、老齢基礎年金(65歳から受



### 栃木市消防団が「ながら見守り」を実施中



栃木市消防団は1月に、栃木県主催「ながら見守り」に関する講座を受講し、「ながら見守りパートナー」となりました。「ながら見守り」とは、高齢化の進展やライフスタイルの多

を受けること、住宅用地特例が解除され、土地の固定資産税が上がる可能性があります。適正管理が行われていない空き家等については、保安上危険となるおそれがあり、事故等が発生する可能性もあります。定期的な点検を行い、適切な管理をしていただくとともに、空き家を手放す場合には空き家バンクや空き家解体費補助金の活用をご検討ください。

建築住宅課 ☎(21)2452

けられる年金)の受取額が少なくなり、そこで、保険料の免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば、後払い(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。ただし、免除等を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望される場合は、年金事務所での申し込みが必要ですので、お問合せください。

栃木市年金事務所 ☎(22)4131

様化により、地域防犯活動の取り巻く環境が変化する中で、買物や散歩、通勤・通学、自宅での家事などの日常生活や事業活動を行う中で、防犯の視点をもち、防犯に関する意識を持ち、日常生活でも地域や子ども達の見守りを積極的に実施してまいります。

日常生活の中で、地域や子どもたちへの見守りの目を向け、防犯効果を高める為に、できる時に、できることを、できる範囲で「ながら見守り」を実践していきましょう。

消防総務課 ☎(23)3527

### 「ごみの適正な分別を」お願いします

1月5日、10時頃に大平町および岩舟町地内において、もやさないごみの収集運搬中に小型充電式電池や穴の開いていないスプレー缶の混入が原因と思われるごみ収集車の発煙事故が2件ありました。また、近年、とちぎクリーンプラザでは年間100件以上の発火事例があり、主な原因は、もやさないごみに混入した小型充電式電池やスプレー缶と考え

このような火災が発生すると車両や処理施設に被害が生じ、ごみ処理が滞るだけでなく、作業員や地域の皆さまの人命に関わる大きな事故に繋がりがありません。ルールを守り、正しくごみを出してください。小型充電式電池は、市内の各協力店、または市役所本庁舎、各総合支所、とちぎクリーンプラザにある回収ボックスへ入れてください。スプレー缶やカセットガスボンベは、中身を使い切り、穴をはっきり2か所以上開け、穴を開けた場所を丸印で囲んで、スプレー缶だけを他のもやさないごみとは別の中身が見える袋で出してください。



クリーン推進課 ☎(31)2447

### 経営相談・税務相談・相続税申告

小さな疑問、お気軽にご相談ください

(認定経営革新等支援機関)

### 篠木税務会計事務所

税理士・行政書士 篠木 一夫  
税理士 渡邊 敬

〒328-0075 栃木市菌部町2-15-25オークライツ1F(栃木女子高テニスコート近隣)  
TEL 0282(22)6611 FAX 0282(22)6618  
E-Mail shinogi-kaikai@cc9.ne.jp

### ケーブルテレビの「ケーブルスマホ」

ご来社お待ちしております!

### 学割 キャンペーン実施中

CATV ケーブルテレビ栃木 ☎0120-25-1819